

第 50 期 決 算 公 告

平成26年6月30日

新潟県新潟市中央区東中通一番町86番地54

株式会社 新潟県農協福祉センター

代表取締役社長 齋 藤 秀 雄

貸 借 対 照 表

平成26年3月31日

(当期会計期間末)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 147,189,433 】	【流動負債】	【 42,414,404 】
現金及び預金	123,210,000	買掛金	7,805,591
売掛金	13,216,118	未払金	5,559,039
商品及び製品	942,407	未払法人税等	1,548,800
原材料及び貯蔵品	5,563,910	未払消費税等	1,296,500
未収利息	3,339	代理店勘定	20,888,201
未収収益	4,108,572	預り入湯税	240,000
未収入金	145,087	預り金	1,837,484
【固定資産】	【 284,555,846 】	賞与引当金	3,238,789
(有形固定資産)	(22,305,090)	【固定負債】	【 65,255,175 】
建物及び建物付属設備	11,992,856	退職給付引当金	65,255,175
構築物	4,388,580	負債の部合計	107,669,579
機械装置	353,000	純 資 産 の 部	
車両運搬具	12,611,224	【株主資本】	【 324,075,700 】
工具器具備品	46,508,791	【資本金】	【 400,000,000 】
減価償却累計額	-53,549,361	【利益剰余金】	【 -75,924,300 】
(無形固定資産)	(2,557,956)	利益準備金	4,000,000
借地権	494,000	(その他利益剰余金)	(-79,924,300)
電話加入権	153,400	別途積立金	10,000,000
その他無形固定資産	1,910,556	繰越利益剰余金	-89,924,300
(投資その他の資産)	(259,692,800)	純資産の部合計	324,075,700
投資有価証券	259,000,000	負債・純資産の部合計	431,745,279
出資金	50,000		
差入保証金等	642,800		
資産の部合計	431,745,279		

当期純利益

6,788,953

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

② その他有価証券

ア. 市場価格のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

イ. 市場価格のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商 品————— 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

② 料理飲料材料————— 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

職員に支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当期対応分を計上しています。

(2) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等については、税抜経理方式によっています。

(2) リース取引に関する会計処理

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っています。

Ⅱ 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当期末における発行済株式の数

普通株式 40,000株

第 49 期 決 算 公 告

平成25年6月28日

新潟県新潟市中央区東中通一番町86番地54

株式会社 新潟県農協福祉センター

代表取締役社長 近 山 隆 夫

貸 借 対 照 表

平成25年3月31日

(当期会計期間末)

(単位：円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【 259,977,534 】	【流動負債】	【 54,501,993 】
現金及び預金	234,136,730	買掛金	6,839,109
売掛金	14,844,146	未払金	16,289,510
商品及び製品	977,735	未払法人税等	2,045,700
原材料及び貯蔵品	5,753,738	未払消費税等	2,148,000
未収利息	6,488	代理店勘定	20,434,207
未収収益	4,120,402	預り入湯税	214,550
未収入金	138,295	預り金	3,405,754
【固定資産】	【 173,853,330 】	商品券	10,000
(有形固定資産)	(13,574,020)	賞与引当金	3,115,163
建物及び建物付属	4,340,476	【固定負債】	【 62,042,124 】
構築物	3,563,580	退職給付引当金	62,042,124
機械装置	353,000	負債の部合計	116,544,117
車両運搬具	13,220,748		
工具器具備品	45,562,791		
減価償却累計額	-53,466,575		
(無形固定資産)	(647,400)		
借地権	494,000	【株主資本】	【 317,286,747 】
電話加入権	153,400	【資本金】	【 400,000,000 】
(投資その他の資産)	(159,631,910)	【利益剰余金】	【 -82,713,253 】
投資有価証券	159,000,000	利益準備金	4,000,000
差入保証金等	631,910	(その他利益剰余金)	(-86,713,253)
		別途積立金	10,000,000
		繰越利益剰余金	-96,713,253
		純資産の部合計	317,286,747
資産の部合計	433,830,864	負債・純資産の部合計	433,830,864

当期純利益

10,264,129

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）

② その他有価証券

ア. 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

イ. 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商 品 ----- 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

② 料理飲料材料 ----- 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① 平成19年4月1日以降取得資産

法人税法に定める定率法。ただし、建物（建物付属設備を除く）については、法人税法に定める定額法。

② 平成19年3月31日以前取得資産

法人税法に定める旧定率法。ただし、平成10年4月1日から平成19年3月31日まで取得した建物（建物付属設備を除く）については、法人税法に定める旧定額法。

(2) 無形固定資産

① 平成19年4月1日以降取得資産

法人税法に定める定額法。

② 平成19年3月31日以前取得資産

法人税法に定める旧定額法。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

職員に支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち当期対応分を計上しています。

(2) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等については、税抜経理方式によっています。

(2) リース取引に関する会計処理

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っています。

(3) 固定資産の減価償却の方法に関する会計処理

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これに伴う当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

II 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当期末における発行済株式の数

普通株式 40,000株

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
- ② その他有価証券
 - ア. 時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - イ. 時価のないもの
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商 品 ----- 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
- ② 料理飲料材料 ----- 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ① 平成19年4月1日以降取得資産
法人税法に定める定率法。ただし、建物（建物付属設備を除く）については、法人税法に定める定額法。
- ② 平成19年3月31日以前取得資産
法人税法に定める旧定率法。ただし、平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得した建物（建物付属設備を除く）については、法人税法に定める旧定額法。

(2) 無形固定資産

- ① 平成19年4月1日以降取得資産
法人税法に定める定額法。
- ② 平成19年3月31日以前取得資産
法人税法に定める旧定額法。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等については、税抜経理方式によっています。

(2) リース取引に関する会計処理

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っています。

(3) 固定資産の減価償却の方法に関する会計処理

法人税法の改正を契機として、平成19年4月1日以降取得資産の減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。この結果、減価償却費が408,919円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ408,919円減少しております。

また、平成19年3月31日以前取得資産で、償却可能限度額まで償却したのものについては、償却終了した年度の翌年度から残存簿価を5年間で均等償却することとしております。当期における当該償却額は310,276円であり、この結果、営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ310,276円減少しております。

Ⅱ 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当期末における発行済株式の数

普通株式 40,000株

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的債券 償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式 移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券
 - ア. 時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - イ. 時価のないもの
移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商 品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
- ② 料理飲料材料 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ① 平成19年4月1日以降取得資産
法人税法に定める定率法。ただし、建物（建物付属設備を除く）については、法人税法に定める定額法。
- ② 平成19年3月31日以前取得資産
法人税法に定める旧定率法。ただし、平成10年4月1日から平成19年3月31日まで取得した建物（建物付属設備を除く）については、法人税法に定める旧定額法。

(2) 無形固定資産

- ① 平成19年4月1日以降取得資産
法人税法に定める定額法。
- ② 平成19年3月31日以前取得資産
法人税法に定める旧定額法。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

職員に支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち、当期対応分を計上しています。

(2) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等については、税抜経理方式によっています。

(2) リース取引に関する会計処理

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っています。

(3) 固定資産の減価償却の方法に関する会計処理

法人税法の改正を契機として、平成19年4月1日以降取得資産の減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。この結果、減価償却費が382,716円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ382,716円減少しております。

また、平成19年3月31日以前取得資産で、償却可能限度額まで償却したものについては、償却終了した年度の翌年度から残存簿価を5年間で均等償却することとしております。当期における当該償却額は257,826円であり、この結果、営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ257,826円減少しております。

Ⅱ 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当期末における発行済株式の数

普通株式 40,000株

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的債券 償却原価法（定額法）
- ② 子会社株式 移動平均法による原価法
- ③ その他有価証券

ア. 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

イ. 時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）
- ② 料理飲料材料 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

- ① 平成19年4月1日以降取得資産
法人税法に定める定率法。ただし、建物（建物附属設備を除く）については、法人税法に定める定額法。
- ② 平成19年3月31日以前取得資産
法人税法に定める旧定率法。ただし、平成10年4月1日から平成19年3月31日まで取得した建物（建物附属設備を除く）については、法人税法に定める旧定額法。

(2) 無形固定資産

- ① 平成19年4月1日以降取得資産
法人税法に定める定額法。
- ② 平成19年3月31日以前取得資産
法人税法に定める旧定額法。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸し倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

職員に支給する賞与に備えるため、将来の支給見込額のうち、当期対応分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しています。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等については、税抜経理方式によっています。

(2) リース取引に関する会計処理

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っています。

(3) 固定資産の減価償却の方法に関する会計処理

法人税法の改正を契機として、平成19年4月1日以降取得資産の減価償却の方法を改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。この結果、減価償却費が295,051円増加し、営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ295,051円減少しております。

また、平成19年3月31日以前取得資産で、償却可能限度額まで償却したものについては、償却終了した年度の翌年度から残存簿価を5年間で均等償却することとしております。当期における当該償却額は237,991円であり、この結果、営業利益、経常利益および税引前当期純利益がそれぞれ237,991円減少しております。

5. 会計処理の変更

(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）の導入に伴い、当年度より同会計基準を適用しておりますが、これによる影響額はありません。

(2) リース取引に関する会計基準の適用

「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号 最終改正平成19年3月30日）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号 最終改正平成19年3月30日）の導入に伴い、当年度より同会計基準を適用しておりますが、これによる影響額はありません。

II 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当期末における発行済株式の数

普通株式 40,000株